

時報

局認可

第三千七百一十一號
時事新報社

東 京 明 治 七 十 年 六 月 二 日 曜 日 第 六 百 七 十 四 號 日 曜 日 刊 休 日 曜 日 定 價 三 錢

公 報

○警視廳告示第三號
 總理用ニテ日々三回宛天氣候通知相成候等ニ付警察署又ハ巡査派出所前へ便宜指示候條此旨心得ヘ
 但來ル六月一日ヨリ施行ス
 右告示候事
 明治十七年五月三十一日 警視總監大迫貞清

時 事 新 報

外國宣教師何ノ目的ヲ以テ日本ニ在ルカ
 我日本國ト歐米諸國トノ現行條約ヲ改正スル事ノ甚大切
 ニシテ且ツ魯チ要スベキハ特ニ日本國人ノ爲メテ謀リテ
 然ルコトアラズ現ニ此改正ト思進スル歐米諸國人ノ爲メテ謀
 リテモ亦同一機ノ事ニシテ爲メト大利益ヲ欲ムルコトアルモ
 小損害ヲ被ルコトナルベシ歐米諸國人ノ爲メテ謀リテ
 就クコト好マザルコト方一ノ方ノ日本國人ノ爲メテ改正期限
 ナク前夜左右ヨリ詰寄セテ日夜其急務ヲ促スコト事ノ順序
 ナルベケレ然ルコト何ヤ此大利益ノ事ヲ視テ大不利益ノ事
 ニテモ降來リタルカノ如クニ必得百方コレヲ避テシテ人
 ノ笑罵指彈ヲ顧ミザルハ歐米諸國人ガ平日ノ慧教ニモ似合
 ハザル不思議ノ事ナリト評セザルヲ得ズ抑モ我輩ハ此國
 ノ日本人トシテ此日本國ヲ存立維持セザルヲ得ズ我輩ノ
 義務ニシテ又其名譽ナリ然レニ此義務ヲ果テシ此名譽ヲ全
 クセントスルノ道ニ當リ第一ノ障礙タルモノハ現行條約
 ニ由テ在リ日本ノ歐米人等ガ享有スル治外法權ナルモノ即
 ナリ治外法權ニシテ存續スル限リハ國ノ存立安寧ニ必要ナ
 ル國民法ニ違フノ義務ヲ盡サザルコト能ハズ歐米人等ハ此
 日本國內ニ居住シナガテ此日本國ノ法律ニ服スルコトヲ諾
 セザレバナリ從テ又此日本國ヲ維持スルノ費用ヲ給出スル
 ニモ唯值カニ其居住地ニ對スルノ借地料ヲ納ルノノミヨ
 ナ一切ノ租稅ヲ拂フコトヲ試思ヘ此日本國ヲ保ツガ爲メ
 ニハ軍艦モナカルベカラズ兵士モナカルベカラズ鐵道モナ
 カルベカラズ汽船モナカルベカラズ汽船鐵道兵士軍艦即チ
 皆金ナリ此金ヲ得ンガ爲メ租稅ヲ課スル此租稅ヲ以テ國ヲ
 保ツルノ諸費ニ供ス日本國國權スル兵士軍艦又國
 利スルノ汽船鐵道アルハ日本ニ租稅アルガ爲メナリ然レニ
 歐米人等ハ日本ニ住シテ其天地ノ安全ニ顧リ日本ノ租稅ヲ
 以テ維持スルニ三差會社共同運轉會社ノ汽船ニ乘リ工部省日
 本鐵道會社ノ鐵道ヲ利用シナガテ其費用ノ割前チ出スル
 務チ肯セズ酒稅則モ煙草稅則モ一切遵守スルコトヲ要セ
 ストアリテ到底此日本國ノ存立ニシテモ機ナシ故ニ我輩日
 本人ハ治外法權ヲ撤去セシメテ希望シ再三再四此事ヲ申出
 セル歐米人等ハ兎角コレニ同意スルノ色ナシ國ヨリ今ノ居
 留地ノ制ノ如ク不適當至極ノモノナルガ故ニ治外法權撤去
 ト共ニ日本全國ヲ打開キテ内外人ノ區別ヲ立テズ全國内何
 ノ處ニ住シテ何ノ業ヲ營シテモ一律ノ制ニ改メント
 申出ルル歐米人等ハコレヲ悦ハズ却テ今ノ地位ニ安ソ

セント欲スルノ意思ナキコトアラザルハ我輩ノ甚大解セザル
 所ナリ此等奇性ノ意思ヲシテ開港場ニ在住シ日夜貨物ノ事
 ニ忙ハシテ廣ク社會上ノ問題ヲ研究スルコト遠アラズ又遠ク
 自家實益ノ在ル所ヲモ察スルコト遠アラズ平素文字ニ疎遠ナ
 ル商人輩ノ善ク所ニ止マラズモハ我輩モ亦一概ニ曠
 スル者コトアラズト雖モ故ノ中上等ノ學識ヲ備ヘ社會ノ問題
 ナ研究スルノ餘暇モアリ且ツハ運理ノ在ル所ヲ辨ヘテ必ズ
 シモ自他偏頗ノ考ヲ抱カザル宣教師其人等ニシテ尙ホ治外
 法權ノ惡習ヲ除去スルノ義勇ニ乏シキハ實ニ我輩ノ驚歎
 スル所ナリ雖勇ニ乏シキハ尙ホ且ツ想スベシ其自家大利益
 ノ在ル所ヲ知ラザルノ不明ニ至リテハ決シテ暗愚ノ誹ヲ免
 カルコト能ハザルベシ過般京極地方在留ノ耶穌新教ノ外國
 宣教師等ガ京都ニ會合シテ決議セタル次第ヲ聞クニ日本
 現行條約ニハ改正ヲ加フルコトヲ要ス蓋シ今日日本ハ二十
 年前ノ日本ニアラザルナリトアリシト云ヘリ此決議書ノ文
 章上ニハ治外法權ヲ全廢シ彼我ノ交際全ク歐米諸國間ニ行
 ハルベシモノニ準スベシトノ手續ノ問題ニ關シテハ應否ヲ明
 官スル所ナリト雖モ其語氣ノ在ル所ヲ察スルニ治外法權全
 廢ト云フ語迄ノ決心コトハナキ歟ノ如ク次ニ東京及橫濱ノ
 英國宣教師等ガ領地ニ會合シテ決議セタル決議書トシテ呈
 シタル書面ヲ見ルニ治外法權ノ全廢ハ尙ホ早ニ唯其一部ヲ
 廢シテ居留地ヲ廣ク内地旅行ヲ自由ニスルノ利益ヲ交換ス
 ルコトヲ得ルニ至レバ忽チ領地ノ種類ヲ來テ現在所有ノ家
 屋モ其價ヲ落シ損失アリト雖モ我々宣教師等ハ全休ノ利
 益ノ爲メニハ自家直接ノ利益ヲ犧牲ニスルノ覺悟ナリトア
 リ領地ノ家屋ノ價ヲ落シテ云々シテ條約改正ノ大問題中數千
 圓金ノ小出入ニマデモ論及スルハ流石ハ英國ノ宣教師ナリ
 セメテ現世ニ生存スル限リ自家財產ノ盈虛ニ迂達ナラザル
 ハ甚チ感服ノ至リナリト雖モ其法權全廢尙早論ニ至リテハ
 我輩甚ク感服スルコト能ハズ蓋シ京都ニ集會シ過半英國ノ宣
 教師ヨリ成立シテ故ニ其決議ノ次第モ精法權全廢ニ近キ
 ガ如ク頗ル公平ノ意見ヲ發露セタルナリコレニ反シテ純
 粹ノ英國宣教師ヨリ成立シタル領地ノ集會コトハ我輩ノ希
 望ニ反對スルノ言甚チ多キハ遺憾コレニ過マザルナリ日
 本全國ヲ打開キテ自由貿易ニ供ス英米諸國人ノ利益如何計リ
 ナラン然レモ我輩ハ宣教師ニ向テ利益ヲ言ハズ、治外法權
 ナ撤去セザレバ日本ノ存立維持ヲ得ズ然レモ我輩ハ宣教師
 ニ向テ英國ノ事ヲ談セズ、唯我輩ハ宣教師ニ向ヒ君等ハ何
 ノ目的ヲ以テ日本ニ來リタルカト問ハント欲スルナリ教祖
 耶穌基督ノ宗旨ヲ弘メ業業我々日本人ヲ救済センガ爲
 メニアラズヤ果シテ一人ニテモ多クノ信徒ヲ得一部ニテモ
 耶穌基督ノ光ノ及ブ處ヲ廣クスルガ君等ノ本願ナランニハ何
 ガ故ニ日本全國ヲ開キテ自由ニ往來シ全國ノ善男善
 女ニ親接シテ耶穌基督ノ法ヲ知ラシメ君等ノ力ヲ
 以テ東洋ノ表面ニ一大耶穌教國ヲ作ルノ工風ヲ求メザルヤ

日本ノ法律ハ君等ノ生命財產ヲ保護スルニ足リ日本人民
 ノ信心ハ君等ノ勢ニ弱ルニ足レリ斯ル弘教上ノ大利益ヲ前
 面ニ味メナガテ尙ホ他ノ不學ノ商人輩ノ口吻ニ倣ヒテ治外
 法權撤去スベカラズト唱ヘ掌大ノ居留地内ニ龍城ヲ坐シ
 テ教祖基督ノ本願ヲ達セント欲ス蓋シ思ハザルノ甚チキ
 モノナリ依テ我輩ハ君等宣教師ニ切望ス更ニ集會ヲ催シテ
 前議ヲ取消シ治外法權撤去ノ事ヲ以テ其本國政府ニ勸告
 シ我輩ト共ニ此日本國ノ幸福ヲ増進スルコトヲ勉ムベシ是即
 チ君等耶穌宣教師タルモノハ本分ナランコト

電 報
 ○五月二十九日龍動發 佛國水師提督メオ一氏ハ馬島政府
 との談判を破却して現に馬島全部を封鎖す

雜 報
 ○內閣出御 畏しこも 聖上は去る四月下旬より少々
 御不例に渡らせ給ひ爲先に内閣へも去月七日出御せしませ
 しのとなりしが昨今は全く御快復遊されしに付今日之大
 臣參議の内閣へ奉集日あるを以て出御遊はざる、や承は
 りしは此上もさき目度から御事ある

○佛國馬島政略 佛國西政府が馬島の管理權を有せんと企
 てたるや久し唯昨年来東京安南の葛藤正成んにしつ特に
 清佛交戦の危憂さへ頻りなりしかば馬島に對しは活潑果
 斷の所爲に及ぶ能はざりしも常に兵艦軍師を派して經略ハ
 望ミを凝けんと爲したる次第ハ時々其折紙紙上に登載セシ
 が本日ノ電報を聞するニ佛國の水師提督メオ一氏は馬島政
 府と其談判を破却し斷然馬島全部を封鎖する由あり蓋し是
 迄佛國が馬島政府に迫りて管理權を有せんと談判懸合に及
 びたるは度々ありしも本日ノ電報に於て談判懸合も今
 は手絶しと斷然封鎖及及び武斷主義を以て馬島の管理權
 を掌握せんとするあるべし尙聞く處もよるよ此より前四月
 九日、佛國內閣議長フエリ一氏海軍卿ペーロン氏は馬島
 征討費籌備委員會に出席して政府ハ外略を説明シ
 首相フエリ一氏は政府より水師提督メオ一氏へ開會シメオ
 一氏はこの命に従ひて佛軍が既ニ占有するマヤブ及びマ
 ヲノニガ二港の外佛國が管理權を有する北西岸の各處を
 占有すると經商を是れ佛國が現今馬島との條約にて有す
 る所の權利を實行するに兵力を以てするが爲めあり故に此
 目的を達せんがためには現時の出征兵を増強せざる可ざ
 るを以てレニフエリ一氏并に殖民地兵の諸隊を分遣すべし
 と説明し又ペーロン氏は印度洋ニ艦隊を派遣するよと種々
 の費目を要する理由を詳説し依て耶蘇祭日後の議院集會よ
 於て之政府よりその費用案を提出せしむと告ぐる由、又
 四月十日龍動發の報より佛政府と馬島との關係破裂シ
 る故を以て佛國首相フエリ一氏は馬島北西岸の占領を私
 めんとする計畫を公示しより又五月二十四日龍動發
 の報より佛國政府大に馬島の兵艦を増すとに決しよりと

あり而して今回の
 全部を封鎖するに
 を經略して第二の
 ○マダガスカル島
 間には前記の通り
 ル氏のマダガスカル
 る多しとて精細
 由なるが其地圖
 疊し西部は平原
 どの測定なりと云
 ○有栖川左府宮
 青森縣下を巡視
 ○山階宮 同宮が
 突の變ありし爲め
 せしが去月廿五日
 したる電報之左の
 二十二日午後十
 中「ロチエヌ
 一爲先に汽車
 傷ありし醫師
 程「骨の下」一應
 なく又た他も
 關は左前胸に
 八田の右に
 以上重傷非
 ○大山陸軍卿の一
 佛國より伊太利
 當社に達せし倫敦
 は右一行を懇
 せん爲光タイ
 ぶ於て新一橋
 をして大浦延
 ぶ於て對抗
 ○野村總督官
 員として出張
 が同總督の隨行
 選官及隨員
 へ俄にて又
 ○清國公使 本
 應歸國する都合
 ○英女皇 昨日
 ラフツツに上
 赴きたるは日耳
 カントリア
 へ嫁する祝式
 以御忍び行幸